

行政文書不開示決定通知書

林 弘法律事務所
弁護士 山中 理司 様

關東地方整備局長

平成25年8月5日付けで請求され、平成25年8月7日付けで受理しました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

四

- 1 不開示決定した行政文書の名称
司法研修所合宿金建築工事 工事請負契約書

- 2 不開示とした理由
開示請求に係る行政文書については、文書保存期間満了に伴い廃棄されているため、文書が存在しないことから不開示としました。

- * この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国土交通大臣に対して審査請求することができます。
 - * また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお決定があつたことを知った日から6ヶ月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

- * 関東地方整備局 情報公開室
〒330-0972 熊谷市中央区新都心2番地1　さいたま新都心合同庁舎2号館
TEL 048-601-3151　内線2024